

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

ともにはぐくむ

介護保険

わかりやすい利用の手引き



お問い合わせ先

五戸町福祉課介護保険班
五戸町地域包括支援センター
電話 0178-62-7956

五戸町

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とすることで、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでさまざまな介護サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。

本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにしていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

2017～2018年度の介護保険制度改正のポイント

【サービスの利用に関する主な変更点】

- 「共生型サービス」が利用できるようになりました。(2018年4月から) →13ページ
- 施設サービスに「介護医療院」が追加されました。(2018年4月から) →18ページ
- 福祉用具貸与の商品ごとの料金に上限額を設定。(2018年10月から) →20ページ
- 所得の特に高い方は介護保険サービスの自己負担が3割に。(2018年8月から) →26ページ

【費用に関する主な変更点】

- 高額介護サービス費の限度額が一部変更。(2017年8月から) →27ページ
- 70歳以上の方の高額医療・高額介護合算制度の限度額が一部変更。(2018年8月から) →27ページ

もくじ

介護保険制度のしくみ	4
住み慣れた地域でいつまでも元気に	4
サービス利用の手順	6
サービス利用の流れ① 相談～利用できるサービス	6
要介護認定の流れ	6
サービス利用の流れ② ケアプランの作成からサービス利用まで	8
サービスの種類と費用	10
介護保険サービスの種類	10
① 自宅を中心に利用するサービス	11
② 介護保険施設で受けるサービス	18
③ 生活環境を整えるサービス	20
地域支援事業（総合事業）	22
総合事業 自分らしい生活続けるために	22
支え合いの地域づくり	25
費用の支払い	26
自己負担限度額と負担の軽減	26
介護保険料の決まり方・納め方	28
社会全体で介護保険を支えています	28

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

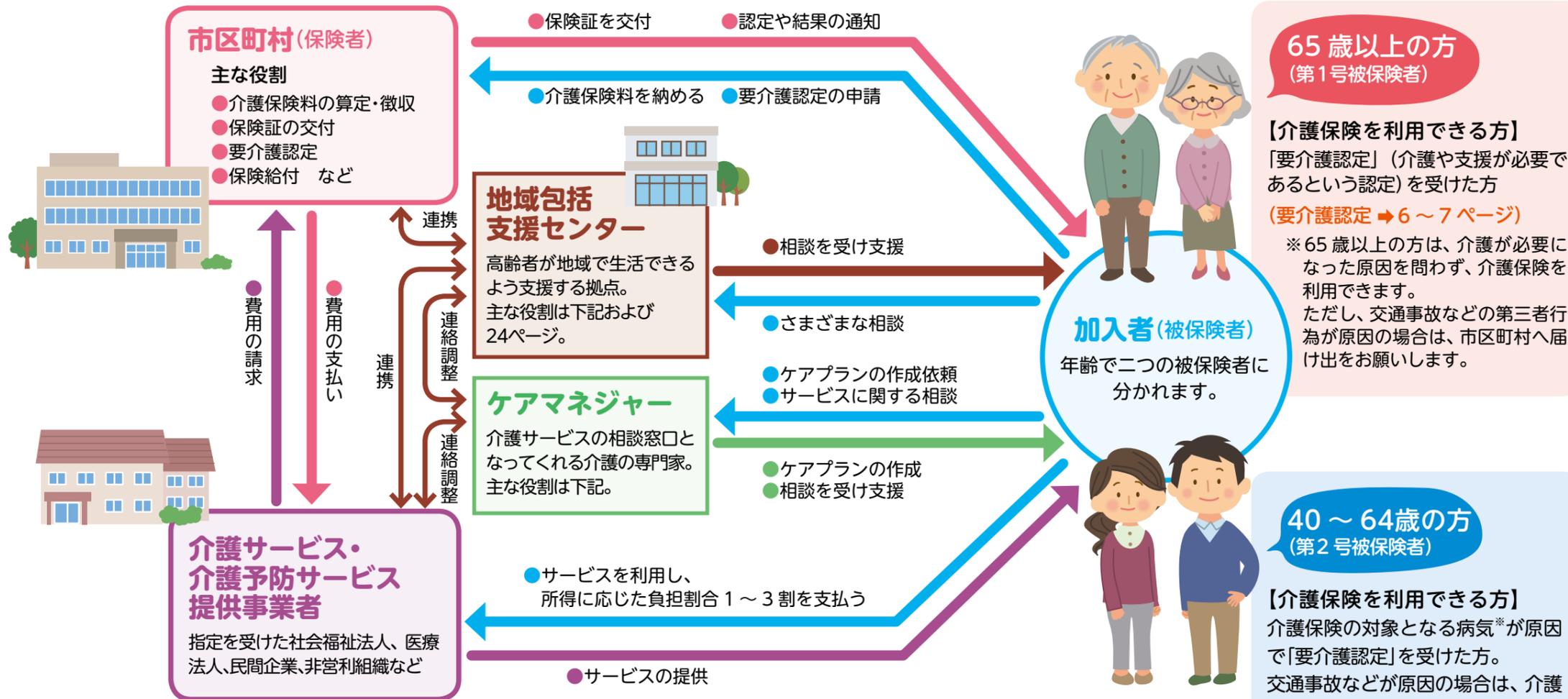
費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方



住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となり、保険料を納めます。運営は市区町村が行っています。



「地域包括支援センター」とは？

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談窓口です。
 → 詳しくは24ページ。

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など



ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

- がん末期 (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ ● 筋萎縮性側索硬化症 ● 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症 ● 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ● 脊柱管狭窄症 ● 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患 ● 閉塞性動脈硬化症 ● 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険の保険証

介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管しましょう。

65歳以上の方は

65歳になる月までに全員に交付されます。

40～64歳の方は

認定を受けた方に交付されます。

【保険証が必要なとき】

- 要介護認定を申請(更新)するとき
- ケアプランを作成するとき
- 介護保険サービスを利用するとき など



負担割合証

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、負担割合(1～3割)を示す「介護保険負担割合証」が交付されます。

※負担割合に関して、詳しくは26ページ。

【負担割合証が必要なとき】

- 介護保険サービス等を利用するとき
- 【有効期限】1年間(8月1日～翌年7月31日)

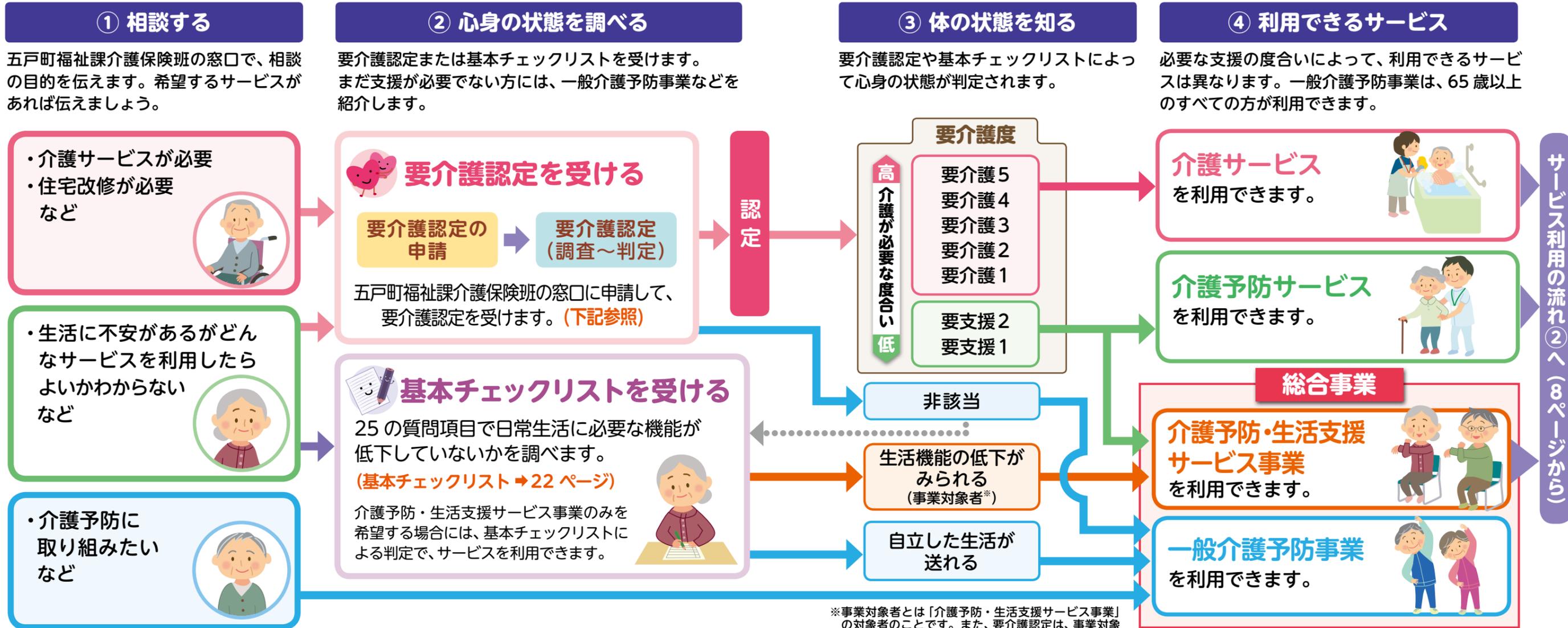
負担割合(1～3割)が記載されます。



介護保険の保険証、負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。

サービス利用の流れ① 相談～利用できるサービス

介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、まずは、五戸町福祉課介護保険班の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。



介護保険制度のしくみ
サービス利用の手順
サービスの種類と費用
地域支援事業(総合事業)
費用の支払い
介護保険料の決め方・納め方

要介護認定の流れ 介護(予防)サービスを利用するには、要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。



サービス利用の流れ② ケアプランの作成 からサービス利用まで

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業者へ、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業

援事業者へ、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業



要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい
自宅を中心に利用する
介護サービスの種類
(P.10～)



① 居宅介護支援事業者に連絡します

- 五戸町などが発行する事業者一覧の中から**居宅介護支援事業者**（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）を選び、連絡します。
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。



② ケアプラン^{※1}を作成します

- 担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。



③ サービスを利用します

- サービス事業者と契約^{※2}します。
- ケアプランにそって**介護サービス**を利用します。



介護保険施設へ入所したい

施設サービスの種類
(P.18)



① 介護保険施設に連絡します

- 入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



② ケアプラン^{※1}を作成します

- 入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

③ サービスを利用します

- ケアプランにそって介護保険の**施設サービス**を利用します。



要支援1・2の方

① 地域包括支援センターに連絡します

- 地域包括支援センターに連絡、相談をします。
- 介護予防サービス**の種類 (P.10～)
介護予防・生活支援サービス事業について (P.23)

② 職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センターの職員と、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

③ 介護予防ケアプラン^{※1}を作成します

- 地域包括支援センターの職員と相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

④ サービスを利用します

- サービス事業者と契約^{※2}します。
- 介護予防ケアプランにそって**介護予防サービス**および**介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。



介護予防・生活支援サービス事業対象者

① 地域包括支援センターに連絡します

- 地域包括支援センターに連絡、相談をします。
- 介護予防・生活支援サービス事業**について (P.23)

② 職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センターの職員と、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

③ ケアプラン^{※1}を作成します

- 地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。

④ サービスを利用します

- サービス事業者と契約^{※2}します。
- ケアプランにそって**介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

費用の支払い

介護保険料の決め方

介護保険サービスの種類

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、居宅サービスには、原則として事業所のある五戸町にお住まいの方のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

介護保険サービスの種類

- 自宅を訪問してもらう** P.11～12
- 生活する環境を整える** P.20～21
- 施設に通って利用する** P.13～14
- 短期間施設に泊まる** P.15
- 通いを中心とした複合的なサービス** P.16
- 介護保険施設に移り住む** P.18
- 自宅から移り住んで利用する** P.17

マーク、自己負担のめやす等について

要介護 1～5 要介護 1～5の方が介護保険を使って利用できるサービス
要支援 1・2 要支援 1・2の方が介護保険を使って利用できるサービス
 ※要介護 3～5の方向けのサービスや要支援 2の方向けのサービスなどは数字の違いで表現しています。

地域密着型サービス 原則として五戸町の住民だけが利用できる介護保険サービス。サービスの種類などは市区町村によって異なります。

- 自己負担は1割、2割、3割のいずれかです。本冊子は、**自己負担1割の費用をめやす**として掲載しています。(負担割合については、26ページ参照)
- 実際にかかる費用は、利用する事業者の所在地や体制、サービスの内容等によって異なります。

【サービスを利用する前に】

ケアプラン(介護サービスの利用計画)または介護予防ケアプランを作成する必要があります。

介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

ケアプランを作成する

要介護 1～5 きょたくかいごしえん **居宅介護支援**

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらい、安心して介護サービスを利用できるように支援してもらいます。



要支援 1・2 かいごよぼうしえん **介護予防支援**

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらい、安心して介護予防サービスを利用できるように支援してもらいます。



ケアプランの作成および相談は無料です。(全額を介護保険で負担します)

① 自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービス(居宅サービス)には、訪問してもらうサービスや施設に通うサービスなどさまざまな種類があります。

日常生活の手助けをしてもらう

自宅を訪問してもらう

要介護 1～5 ほうもんかいご **訪問介護【ホームヘルプサービス】**

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

〈身体介護〉		自己負担(1割)のめやす		
●食事、入浴、排せつのお世話 ●衣類やシーツの交換 など	身体介護中心	20分～30分未満	248円	
		30分～1時間未満	394円	
〈生活援助〉	●住居の掃除、洗濯、買い物 ●食事の準備、調理 など	生活援助中心	20分～45分未満	181円
			45分以上	223円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。



通院等乗降介助(1回)	98円
-------------	-----

ご注意ください！以下のサービスは、介護保険の対象となりません。
 本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 預金の引き出し、預け入れ
- 留守番
- 来客の応対
- 家具の移動や修繕、模様替え
- 草むしり など

自宅で入浴する

要介護 1～5 **要支援 1・2** ほうもんにゆうよくかいご **訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)**

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす[1回あたり]	
要介護 1～5	1,250円
要支援 1・2	845円



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

① 自宅を中心に利用するサービス

看護師などに訪問してもらう

自宅を訪問してもらう

要介護 1~5 要支援 1~2
 訪問看護
 (介護予防訪問看護)

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。



自己負担(1割)のみやす【30分~1時間未満の場合】

要介護度	病院・診療所から	訪問看護ステーションから
要支援 1・2	548円	787円
要介護 1~5	569円	816円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

自宅でリハビリをする

要介護 1~5 要支援 1~2
 訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

自己負担(1割)のみやす

1回	290円
----	------

お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護 1~5 要支援 1~2
 居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のみやす
 【単一建物居住者一人に対して行う場合】

医師・歯科医師の場合(月2回まで)	507円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	558円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	507円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	355円

夜間に訪問介護を受ける

要介護 1~5
 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回で介護を受けられる訪問介護、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる随時対応の訪問介護などがあります。

地域密着型サービス

自己負担(1割)のみやす
 【基本対応の場合】

1カ月	1,009円
-----	--------

※要支援の方は利用できません。

24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護 1~5
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などをすることで、随時対応も受けられます。



※要支援の方は利用できません。

地域密着型サービス

1カ月あたりの自己負担(1割)のみやす
 【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護 1	5,666円	8,267円
要介護 2	1万 114円	1万2,915円
要介護 3	1万6,793円	1万9,714円
要介護 4	2万1,242円	2万4,302円
要介護 5	2万5,690円	2万9,441円



施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

施設に通って利用する

要介護 1~5 通所介護 (デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練 (個別機能訓練)
 - 食事に関する指導など (栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など (口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。



自己負担(1割)のみやす
 【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	645円
要介護 2	761円
要介護 3	883円
要介護 4	1,003円
要介護 5	1,124円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
 ・個別機能訓練 46円 / 1日
 ・栄養改善 150円 / 1回
 ・口腔機能向上 150円 / 1回 など
 ※食費、日常生活費は別途負担となります。

小規模な施設の通所介護サービス

要介護 1~5 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



地域密着型サービス

自己負担(1割)のみやす
 【7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	735円
要介護 2	868円
要介護 3	1,006円
要介護 4	1,144円
要介護 5	1,281円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

変更ポイント

「共生型サービス」が創設されました。(2018年4月から)

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。障がい福祉事業所の指定を受けていれば、介護保険事業所の指定も受けやすくなります。(逆の場合も同じ)



【対象サービス】

訪問介護 デイサービス ショートステイ 等

障がい福祉サービスを受けてきた方が65歳になると、なじみの事業所でサービスを受け続けることが難しいという問題がありました(65歳以上で公的サービスを受ける場合、介護保険が優先されるため)。この問題を解消するために「共生型サービス」が創設されました。

介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

① 自宅を中心に利用するサービス

施設に通ってリハビリをする

施設に通って利用する

要介護1~5 通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など（栄養改善）
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。

自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	712 円
要介護 2	849 円
要介護 3	988 円
要介護 4	1,151 円
要介護 5	1,310 円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・栄養改善 150 円 / 1 回
・口腔機能向上 150 円 / 1 回 など
※食費、日常生活費は別途負担となります。

要支援1~2 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 筋力トレーニングなどの機能訓練（運動器機能向上）
 - 食事に関する指導など（栄養改善）
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	1,712 円
要支援 2	3,615 円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・運動器機能向上 225 円 / 月
・栄養改善 150 円 / 月
・口腔機能向上 150 円 / 月 など
※食費、日常生活費は別途負担となります。



認知症の方が施設に通って受けるサービス

要介護1~5 要支援1~2 認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす【7~8時間未満利用した場合】

要介護 1	985 円	要支援 1	852 円
要介護 2	1,092 円	要支援 2	952 円
要介護 3	1,199 円		
要介護 4	1,307 円		
要介護 5	1,414 円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

地域密着型サービス

リハビリの専門家ってどんな人？

リハビリの専門家とは「理学療法士」や「作業療法士」「言語聴覚士」をいいます。具体的には次のようなリハビリを行います。

理学療法士：日常生活に必要な基本動作を行う機能を維持・回復するために、運動療法や温熱を使った物理療法などを行います。

作業療法士：日常活動の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。

言語聴覚士：音声・言語・聴覚に障がいのある方に訓練や検査などを行います。

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

短期間施設に泊まる

要介護1~5 要支援1~2 短期入所生活介護【ショートステイ】(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	584 円	584 円	682 円
要介護 2	652 円	652 円	749 円
要介護 3	722 円	722 円	822 円
要介護 4	790 円	790 円	889 円
要介護 5	856 円	856 円	956 円

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	437 円	437 円	512 円
要支援 2	543 円	543 円	636 円

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護1~5 要支援1~2 短期入所療養介護【医療型ショートステイ】(介護予防短期入所療養介護)

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	753 円	826 円	832 円
要介護 2	798 円	874 円	877 円
要介護 3	859 円	935 円	939 円
要介護 4	911 円	986 円	992 円
要介護 5	962 円	1,039 円	1,043 円

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	578 円	611 円	621 円
要支援 2	719 円	765 円	778 円

※費用は施設の種類の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。

【居室の違い】

- 従来型個室：共同生活室（リビングスペース）を併設していない個室
- ユニット型個室：共同生活室（リビングスペース）を併設している個室
- ユニット型個室的多床室：ユニット型個室に準じた完全な個室ではない居室。「ユニット型準個室」から名称が変更されました。
- 多床室：定員2人以上の個室ではない居室

事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム (<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、デイサービスセンターなどの施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。



介護 公表 検索

介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

① 自宅を中心に利用するサービス



通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

通いを中心とした複合的なサービス

要介護 1~5
要支援 1~2

しょうき ぼ た き のうがたきよたくかい ご 小規模多機能型居宅介護 かいご よ ぼうしょうき ぼ た き のうがたきよたくかい ご (介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。



地域密着型サービス

1カ月あたりの自己負担 (1割) のめやす【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要支援 1	3,403円
要支援 2	6,877円
要介護 1	1万 320円
要介護 2	1万5,167円
要介護 3	2万2,062円
要介護 4	2万4,350円
要介護 5	2万6,849円

通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護 1~5

かんごしょうき ぼ た き のうがたきよたくかい ご 看護小規模多機能型居宅介護 ふくごうがた 【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。



地域密着型サービス

1カ月あたりの自己負担 (1割) のめやす【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要介護 1	1万2,341円
要介護 2	1万7,268円
要介護 3	2万4,274円
要介護 4	2万7,531円
要介護 5	3万1,141円

介護予防が大切なのはなぜ？

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。

できることはなるべく自分で言い、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができるのです。

自分らしい生活へ



有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

要介護 1~5
要支援 1~2

とくてい し せつにゆうきよしゃせいかつかい ご 特定施設入居者生活介護 かいご よ ぼうとくてい し せつにゆうきよしゃせいかつかい ご (介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【包括型(一般型)】

要支援 1	180円
要支援 2	309円
要介護 1	534円
要介護 2	599円
要介護 3	668円
要介護 4	732円
要介護 5	800円

地域の小規模な有料老人ホームなどで介護サービスを受ける

要介護 1~5

ち いきみつちやくがた とくてい し せつにゆうきよしゃせいかつかい ご 地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームに入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

地域密着型サービス

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	534円
要介護 2	599円
要介護 3	668円
要介護 4	732円
要介護 5	800円

認知症の方が施設で共同生活を送る

要介護 1~5
要支援 2

にん ち しょうたいおうがたきようどうせいかつかい ご 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) かいご よ ぼうにん ち しょうたいおうがたきようどうせいかつかい ご (介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。



地域密着型サービス

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【1ユニットの事業所の場合】

要支援 2	755円
要介護 1	759円
要介護 2	795円
要介護 3	818円
要介護 4	835円
要介護 5	852円

地域の小規模な介護老人福祉施設で介護サービスを受ける

要介護 3~5

ち いきみつちやくがた かい ごろうじんふくし し せつにゆうしよしゃせいかつかい ご 地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	704円	704円	785円
要介護 4	774円	774円	854円
要介護 5	841円	841円	922円

有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち「特定施設」(入居者がそこで受ける介護サービスが介護保険の対象となる施設)と指定を受けた施設では「特定施設入居者生活介護」を利用できます。「特定施設入居者生活介護」は入居している居室が自宅とみなされるため、大きくは居宅サービスや地域密着型サービスに分類されます。

介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

費用の支払い

介護保険料の決め方

② 介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。



- ※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
- ※居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。
- ※従来型個室、多床室、ユニット型個室の違いについては、15 ページを参照してください。

生活介護が中心の施設

要介護 3～5 かいごろうじんふくし しせつ とくべつようごろうじん
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	約2万 850円	約2万 850円	約2万3,280円
要介護 4	約2万2,890円	約2万2,890円	約2万5,290円
要介護 5	約2万4,870円	約2万4,870円	約2万7,300円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方。

介護やリハビリが中心の施設

要介護 1～5 かいごろうじんほけんしせつ
介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約2万 940円	約2万3,130円	約2万3,310円
要介護 2	約2万2,290円	約2万4,570円	約2万4,660円
要介護 3	約2万4,120円	約2万6,400円	約2万6,520円
要介護 4	約2万5,680円	約2万7,930円	約2万8,110円
要介護 5	約2万7,210円	約2万9,520円	約2万9,640円

病院での療養が中心の施設

要介護 1～5 かいごりょうようがたいりょうしせつ
介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などが受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約1万9,230円	約2万2,350円	約2万3,010円
要介護 2	約2万2,320円	約2万5,440円	約2万6,100円
要介護 3	約2万9,010円	約3万2,130円	約3万2,790円
要介護 4	約3万1,860円	約3万4,980円	約3万5,640円
要介護 5	約3万4,410円	約3万7,530円	約3万8,190円

長期療養の機能を備えた施設

要介護 1～5 かいごいりょういん
介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

変更ポイント 新たな介護保険施設として「介護医療院」が新設されました。(2018年4月から)

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約2万 820円	約2万4,090円	約2万4,600円
要介護 2	約2万4,060円	約2万7,330円	約2万7,840円
要介護 3	約3万1,050円	約3万4,320円	約3万4,830円
要介護 4	約3万4,020円	約3万7,290円	約3万7,800円
要介護 5	約3万6,690円	約3万9,960円	約4万 470円

※2024年3月末に廃止が予定されている介護療養病床の転換先と位置付けられています。

施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1～3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



★居住費・食費について

居住費・食費は、施設と利用者との契約により決められますが、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

施設の種類の	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
介護老人福祉施設	1,150円	840円	1,970円	1,640円	1,380円
介護老人保健施設・ 介護療養型医療施設・ 介護医療院	1,640円	370円	1,970円	1,640円	



所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

※給付を受けるには、五戸町福祉課介護保険班への申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

区分	居住費				食費	
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室		
生活保護受給者の方等	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円	
世帯全員が 市区町村民税 非課税	老齢福祉年金受給者	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円
	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円

※()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

●支給には、預貯金等が単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下という条件があります。

【預貯金等に含まれるもの】 資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

●住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も判断材料とします。

【配偶者の範囲】 婚姻届を提出していない事実婚も含む。

DV 防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外です。

不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

③ 生活環境を整えるサービス

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

生活する環境を整える

福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用できます。⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。



月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

要介護4・5の方が利用できる福祉用具

要介護2・3の方が利用できる福祉用具

要支援1・2、要介護1の方が利用できる福祉用具

- | | |
|--|---|
| ① 手すり(工事をとみなさないもの) | ③ 歩行器 |
| ② スロープ(工事をとみなさないもの) | ④ 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等) |
| ⑤ 車いす | ⑨ 床ずれ防止用具 |
| ⑥ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等) | ⑩ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む) |
| ⑦ 特殊寝台 | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む) |
| ⑧ 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等) | ⑫ 移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む) |

⑬ 自動排せつ処理装置
(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます)

変更ポイント 貸与価格を適正にするための制度変更。

- 商品ごとに貸与価格の全国平均を公表します。その平均価格をもとに貸与価格の上限額を設定します。(2018年10月から)
※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- 事業者には下記①、②が義務付けられました。
 - 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。(2018年4月から)
 - 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。(2018年10月から)

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

特定福祉用具購入 (特定介護予防福祉用具購入) 申請が必要です

購入費支給の対象は、次の5種類です。

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 自動排せつ処理装置の交換部品
- 入浴補助用具(入浴いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分



年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。



より安全な生活が送れるように住宅を改修する

生活する環境を整える

居宅介護住宅改修 (介護予防住宅改修)

事前の申請が必要です

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。(費用が20万円かかった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です)

● 工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか五戸町福祉課介護保険班の窓口にご相談しましょう。



- 和式便器から洋式便器への取り替え
- 手すりの取り付け
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 段差の解消

◎ 介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
 - 段差や傾斜の解消
 - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
 - 和式から洋式への便器の取り替え
 - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額 / 20万円まで (原則1回限り)

20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。
※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りをとりましょう。



手続きの流れ (事前の申請が必要です)

【償還払い(後から払い戻される)の場合】

相談 ● ケアマネジャーや五戸町福祉課介護保険班の窓口等に相談します。

事前申請 ● 工事を始める前に、五戸町福祉課介護保険班の窓口に必要な書類を提出します。

【申請書類の例】
・支給申請書
・工事着工前の写真(日付入り)
・工事費の見積書 等

● 五戸町から着工の許可が下りてから着工します。

工事・支払い ● 改修費用を事業所にいったん全額支払います。

払い戻し(工事完了)の手続き ● 五戸町福祉課介護保険班の窓口で支給申請のための書類を提出します。

【申請書類の例】
・改修後の写真(日付入り)・工事費の内訳書
・領収書(利用者宛のもの) 等

払い戻し ● 工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7～9割が支給されます。

介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

総合事業 自分らしい生活を送るために

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した事業で、**介護予防・生活支援サービス事業** と **一般介護予防事業** の二つからなります。



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス ●通所型サービス ●生活支援サービス

対象者

- ・要支援1・2の認定を受けた方
- ・基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

一般介護予防事業

高齢者が日常的に介護予防に取り組めるような教室など

対象者

- ・65歳以上のすべての高齢者が対象

総合事業のポイント

- **介護予防サービス** の「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」は、**介護予防・生活支援サービス事業** に移行しました。
要支援1・2の方は、**介護予防サービス** と **介護予防・生活支援サービス事業** を利用できます。
- **介護予防・生活支援サービス事業** のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。（要介護認定は不要です）

基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかわかります。

基本チェックリスト（一部抜粋）

- 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- 6カ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか
- 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- 週に1回以上は外出していますか
- 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがあります。いつまでも自分らしい生活を送るためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。



生活機能の低下が気になったら地域包括支援センターに相談しましょう。

日常生活の支援を目的とした

介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者** ①要支援1・2の方
②基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方

※市区町村によって提供されるサービスは異なります。詳しくは、お住まいの市区町村にご相談ください。

■介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。



■訪問型サービス

掃除、洗濯などの日常生活上の訪問型のサービス。介護事業者による、以前の介護予防訪問介護に相当するサービスなど多様なサービスが想定されています。



■通所型サービス

機能訓練や集いの場など通所型のサービス。介護事業者による、以前の介護予防通所介護に相当するサービスなど多様なサービスが想定されています。



一般介護予防事業

高齢者のみなさんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするための教室（介護予防教室）などを実施します。

- 対象者** 65歳以上のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方。

※市区町村によって提供されるサービスは異なります。詳しくは、お住まいの市区町村にご相談ください。

介護予防教室の例

【運動器の機能向上】

- 筋力トレーニング
- 有酸素運動 など



【口腔機能の向上】

- 咀嚼、飲み込みの訓練法などの指導



その他の地域支援事業

「高齢者の権利を守ります」

総合事業のほかに地域支援事業として、高齢者の権利を擁護するための支援も行っています。

次のようなお悩みは、地域包括支援センターにご相談ください。

- 預貯金通帳や財産の管理が自分では不安になってきた
- 悪質な商法によって高額な買い物させられた
- 介護サービス事業者の対応に不満を訴えても改善されない



地域包括支援センターのご案内

高齢者の総合相談窓口です

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんの身近な相談窓口です。地域で暮らすみなさんがいつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支援します。

介護予防、総合事業に関すること、相談や困りごとがあれば、地域包括支援センターへお問い合わせください。

地域包括支援センターはこのような支援や相談を行っています

介護予防を応援します！

要支援1・2および事業対象者の方の介護予防ケアプランなどを作成して、効果を評価します。



さまざまな問題に対応します！

高齢者に関するさまざまな相談を受け、必要なサービスにつなぎます。



積極的に
ご利用ください



地域包括支援センターのスタッフ

地域包括支援センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士を中心に構成されています。

高齢者の権利を守ります！

高齢者虐待の防止、悪質な訪問販売による被害の防止などの権利擁護を行います。



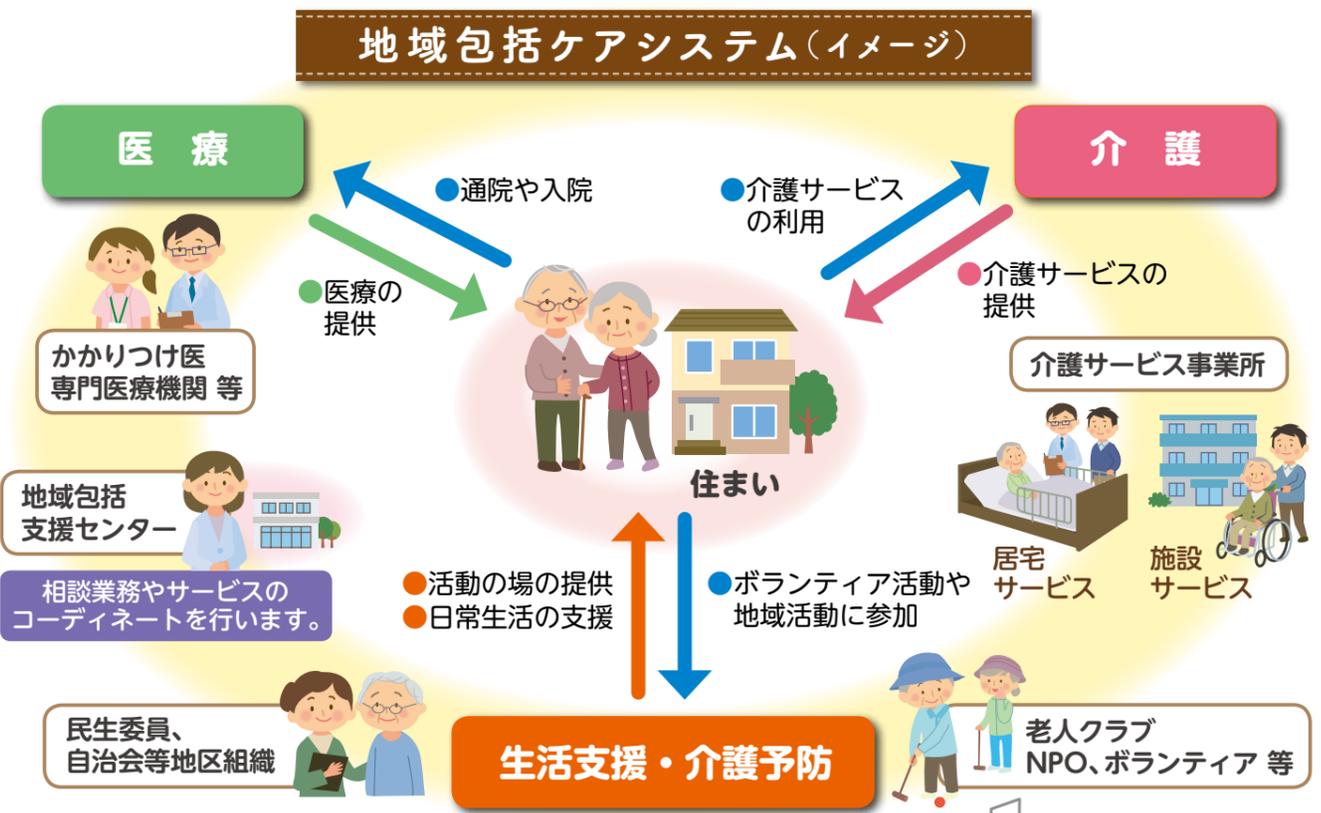
充実したサービスを提供するために支援します！

ケアマネジャーへの指導・助言や医療機関など、関係機関との調整を行います。



支え合いの地域づくり

高齢者ができるかぎり住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えていくしくみが「地域包括ケア（地域包括ケアシステム）」です。



介護が必要な状態になっても地域で暮らしていくには、「住まい」を前提として「介護」や「医療」などのいざというときのためのサービスと、「介護予防」「生活支援」など日頃から必要なサービスが、日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供される体制が必要です。

生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

市区町村は、多様な生活支援・介護予防サービスを提供できる地域づくりを進めています。ボランティアやサービスを提供する側には、高齢者を含む地域住民の参加が期待されています。

社会的な役割を持つことは、生きがいにもなるし、自然と介護予防にもなります。



生活支援・介護予防サービス

- ニーズに合った多様なサービス（住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス）
- 地域サロン、見守り、安否確認、外出支援、買い物、調理、掃除、介護者支援 など

生活支援の担い手としての社会参加

高齢者の社会参加

- 現役時代の能力を活かした活動
- 興味関心がある活動
- 新たにチャレンジする活動
- 一般就労、起業、趣味活動、地域活動、ボランティア活動 など

介護保険制度のしくみ
サービス利用の手順
サービスの種類
地域支援事業（総合事業）
費用の支払い
介護保険料の決まり方・納め方

自己負担限度額と負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

変更ポイント 介護保険サービスの自己負担が2割の方のうち、特に所得の高い方は負担割合が3割になります。(2018年8月から)

自己負担割合の判定基準

65歳以上で本人が住民税課税

はい → 合計所得金額が本人の

- 220万円以上 → はい → 年金収入+その他の合計所得金額が
 - ・単身で340万円以上 または
 - ・65歳以上の方が2人以上いる世帯で463万円以上
 はい → **3割負担 (2018年8月から)**
- 160万円以上 220万円未満 → いいえ ↓ はい → **2割負担**
- 160万円未満 → いいえ → **1割負担**

※ 40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

● 介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険のサービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■ サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	5万 30円	5,003円	1万 6円	1万5,009円
要支援1	5万 30円	5,003円	1万 6円	1万5,009円
要支援2	10万4,730円	1万 473円	2万 946円	3万1,419円
要介護1	16万6,920円	1万6,692円	3万3,384円	5万 76円
要介護2	19万6,160円	1万9,616円	3万9,232円	5万8,848円
要介護3	26万9,310円	2万6,931円	5万3,862円	8万 793円
要介護4	30万8,060円	3万 806円	6万1,612円	9万2,418円
要介護5	36万 650円	3万6,065円	7万2,130円	10万8,195円

例 要介護1(1割負担)の方が、17万5,000円分のサービスを利用した場合の自己負担額は

← 実際に利用した金額 17万5,000円 →

← 支給限度額 16万6,920円 →

1割負担 1万6,692円 + 支給限度額を超えた分 8,080円 = 利用者負担額 2万4,772円

■ 支給限度額に含まれないサービス

- ・ 特定福祉用具購入
- ・ 居宅介護住宅改修
- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- ・ 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※ 介護予防サービスについても同様です。

自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付対象者には五戸町から申請書が送付されます。
- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

自己負担の限度額(月額)(2017年8月から)

区分	限度額
医療保険制度における現役並み所得者相当の方*	4万4,400円(世帯)
住民税課税世帯の方	4万4,400円(世帯)*
世帯全員が住民税非課税	2万4,600円(世帯)
・ 老齢福祉年金受給者の方	2万4,600円(世帯)
・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	1万5,000円(個人)
生活保護の受給者の方等	1万5,000円(個人)

変更ポイント ★ 1割負担の方のみの世帯は、2017年8月から3年間、年間上限額(8月1日～翌年7月31日)が44万6,400円となります。

※ 同一世帯内に65歳以上(第1号被保険者)で課税所得145万円以上の方がいる方。ただし、単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上(第1号被保険者)の方が2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の場合は、「住民税課税世帯の方」に区分されます。

介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 給付を受けるには、五戸町への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12カ月間。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額)

区分	70歳未満の方	70歳以上の方 ^{※2} (2018年7月まで)	(2018年8月から)
基準総所得額	901万円超 212万円	現役並み所得者(課税所得145万円以上の方) 67万円	課税所得 690万円以上 212万円
	600万円超～901万円以下 141万円	一般(住民税課税世帯の方) 56万円	380万円以上690万円未満 141万円
	210万円超～600万円以下 67万円	低所得者(住民税非課税世帯の方) 31万円	145万円以上380万円未満 67万円
	210万円以下 60万円	世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみ)の場合80万円以下の方 19万円	
住民税非課税世帯	34万円		

※1 基準総所得額=前年の総所得金額等-基礎控除33万円。
 ※2 後期高齢者医療制度の対象者も含まれます。

変更ポイント 70歳以上で「現役並み所得者」の方は、2018年8月から新たに3つの区分に分かれ、限度額が変わります。そのほかの区分の方に変更はありません。



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

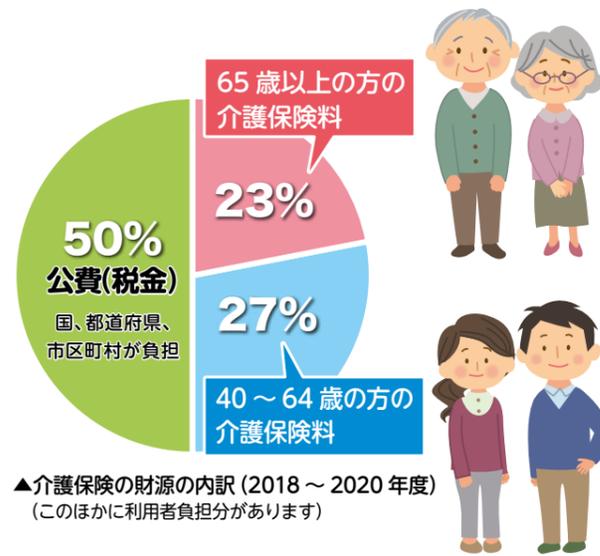
地域支援事業(総合事業)

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。介護保険料はきちんと納めましょう。



65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

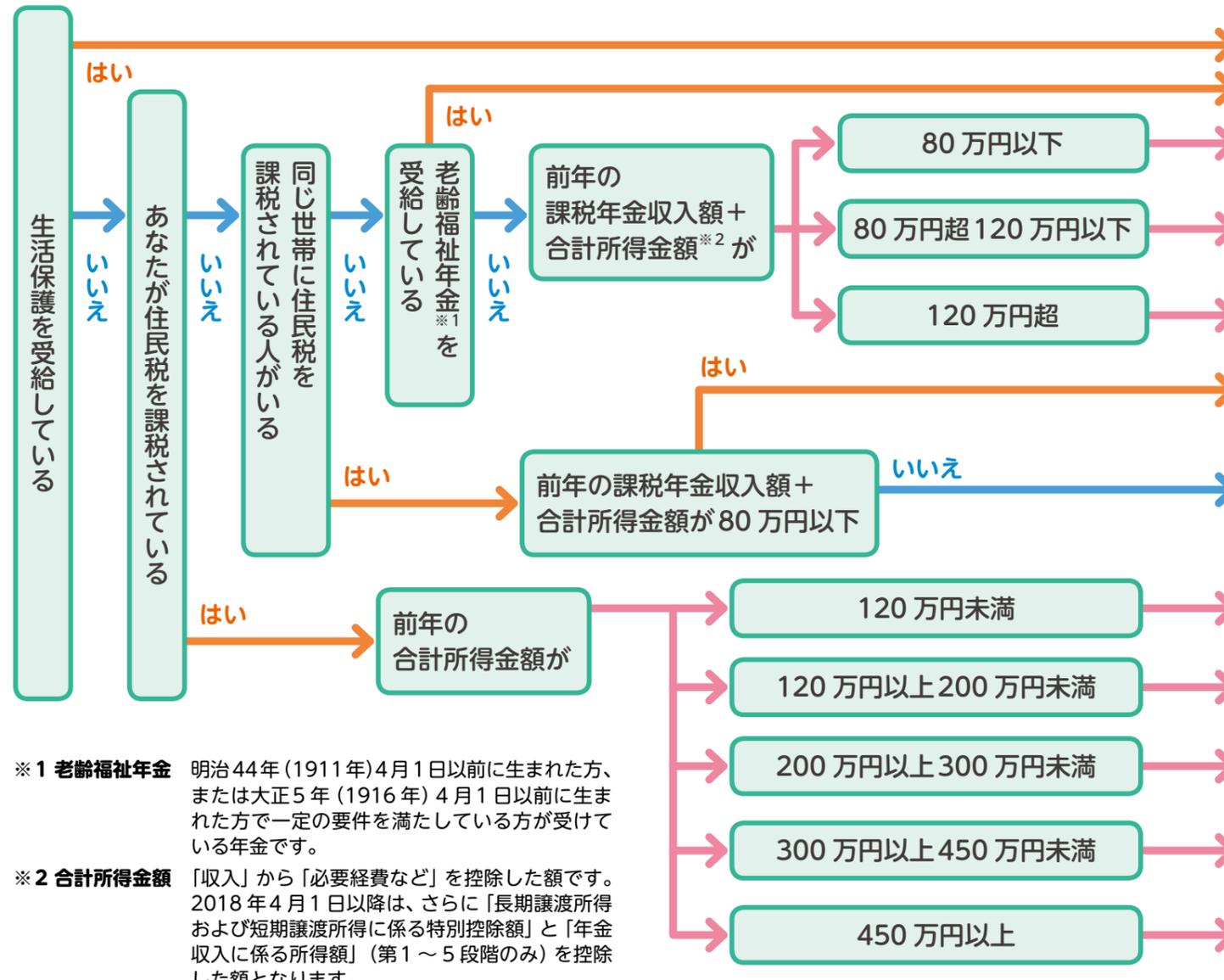
$$\text{五戸町で必要な介護サービスの総費用} \times 65\text{歳以上の方の負担分} 23\% \div \text{五戸町に住む65歳以上の方の人数}$$

五戸町の2018～2020年度の介護保険料の基準額 **6,600円** (1月あたりの目安)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、10段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	年間保険料 (1月あたりの目安)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.45	35,640円 (2,970円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額 ^{※2} の合計が 80万円以下の方	基準額 × 0.75	59,400円 (4,950円)
第3段階	80万円超 120万円以下の方	基準額 × 0.75	59,400円 (4,950円)
第4段階	120万円超の方	基準額 × 0.90	71,280円 (5,940円)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、 本人は住民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80万円以下の方	基準額 × 1.00	79,200円 (6,600円)
第6段階	120万円未満の方	基準額 × 1.20	95,040円 (7,920円)
第7段階	120万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.30	102,960円 (8,580円)
第8段階	200万円以上300万円未満の方	基準額 × 1.50	118,800円 (9,900円)
第9段階	300万円以上450万円未満の方	基準額 × 1.70	134,640円 (11,220円)
第10段階	450万円以上の方	基準額 × 1.80	142,560円 (11,880円)

あなたの介護保険料は？



※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。2018年4月1日以降は、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」(第1～5段階のみ)を控除した額となります。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳以上になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。
納め方は受給している年金*の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

*受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

普通徴収

年金が年額**18万円未満**の方 → **【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます

- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 五戸町から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**口座振替が便利**です。



口座振替が便利ね



- 手続き**
- 1 介護保険料の**納付書、通帳、印かん(通帳届出印)**を用意します。
 - 2 取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。

※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。

年金が年額**18万円以上**の方 → 年金から**【天引き】**になります

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きになります。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。



- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から介護保険料が天引きになります。

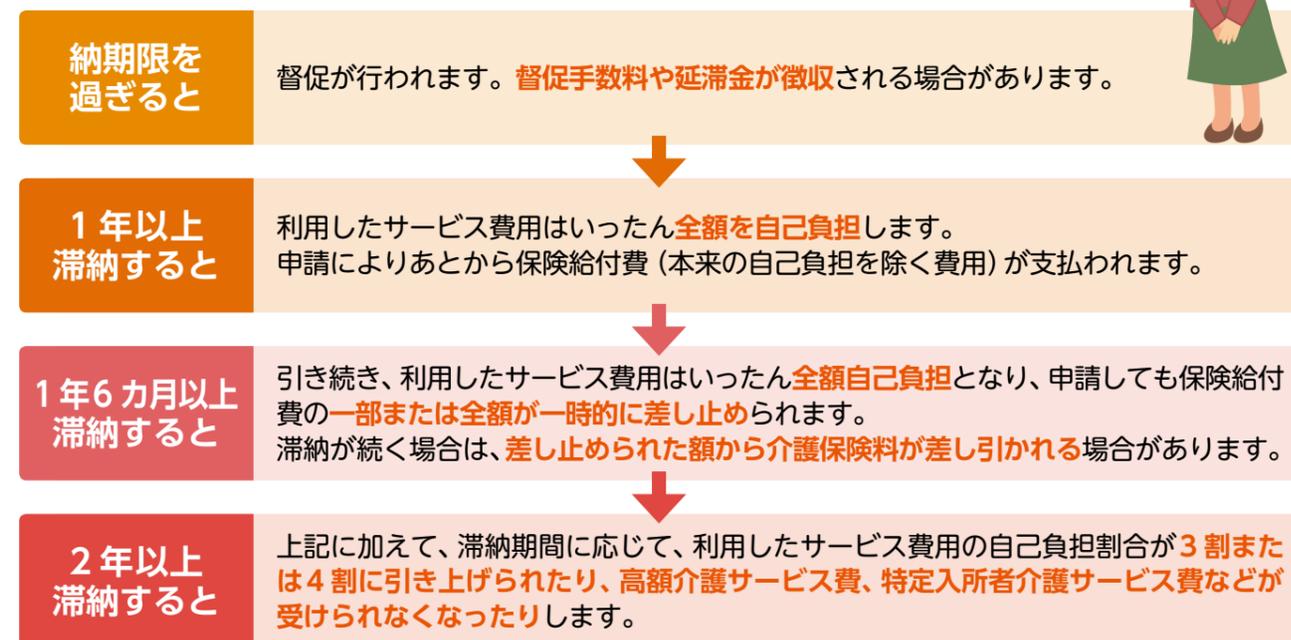
特別徴収

! こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。



納付がむずかしい場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は、五戸町福祉課介護保険班窓口にご相談しましょう。減免や猶予が受けられる場合があります。

40～64歳の方の介護保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

	決まり方	納め方
国民健康保険に加入している方	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方	加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方